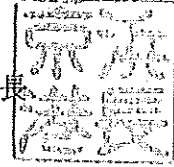


港長公示第 30-4 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 30 年 1 月 31 日

京 浜 港 長



京浜港横浜川崎区におけるプレジャーボートの航行制限について

京浜港横浜川崎区の船舶交通の安全を図るため、下記によりプレジャーボートの航行を制限する。

なお、港長公示第 14-3 号（平成 14 年 3 月 29 日）は、平成 30 年 1 月 31 日午前零時をもって解除した。

記

- 1 期 間
平成 30 年 1 月 31 日から当分の間
- 2 区 域（別図参照）
 - (1) 横浜、鶴見、川崎各航路及び横浜、鶴見、川崎各航路外 100 メートルの海面
 - (2) 次のイ地点からニ地点を順次結んだ線及びホ地点とへ地点を結んだ線、並びに扇島、扇島大橋、東扇島、浮島橋と陸地に囲まれた港域内
 - イ 横浜本牧防波堤灯台（北緯 35 度 26 分 36 秒、東経 139 度 41 分 21 秒）
 - ロ イ地点から 40 度 00 分 1,620 メートル
 - ハ ロ地点から 68 度 00 分 650 メートル
 - ニ ハ地点から 32 度分 1,040 メートル（鶴見第 2 信号所）
 - ホ 川崎信号所（北緯 35 度 30 分 35 秒、東経 139 度 46 分 34 秒）から、201 度 30 分 490 メートルの護岸上
 - へ ホ地点から 21 度 30 分 500 メートル（川崎信号所）
- 3 制限事項
プレジャーボートは、他の船舶の安全な航行を妨げるおそれのある遊走又は帆走をしてはならない。

別図

